
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	本プロジェクトにおいて対象とする組合等の会計処理

I. 本資料の目的

1. 本資料では、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の会計処理に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 517 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 27 日開催）及び第 209 回金融商品専門委員会（2023 年 12 月 26 日開催）では、本プロジェクトの今後の進め方について審議し、VC ファンドに相当する組合等の定義について検討を行ったうえで、次のいずれのアプローチを採用するかについて検討を行うことを提案し、特段の異論は聞かれなかった。

(1) 時価評価を強制するアプローチ

(2) 時価評価するオプションを認めるアプローチ

ここで、いずれのアプローチを採用するかは、組合等の構成資産である市場価格のない株式の時価評価を行う場合の会計処理とも密接に関連すると考えられる。

3. このため、本資料では、前項のアプローチに関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しする。なお、分析においては、本日の企業会計基準委員会の審議事項(2)-2 で再提案する VC ファンドに相当する組合等の範囲を前提としている。その範囲は次のとおりである。

(1) 多数の出資者に対して募集又は私募が行われた組合等である。

(2) 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者である。

(3) 組合等の構成資産である市場価格のない株式について、組合等の決算書において時価で評価されている。

(4) 組合契約等において、投資対象を専ら市場価格のない株式としている。

III. ASBJ 事務局の分析及び提案

4. 本資料第 2 項の検討に至る過程では、国際的な整合性の観点も参考にされており、それを踏まえると、前項の組合等の会計処理について、次のようなバリエーションを検討することが考えられる。

(案 1) 公正価値オプションと同様の枠組みを設ける

国際的な会計基準との整合性を高めるため時価評価（評価差額は純損益）する選択肢を設ける。

(案 2) 組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価（評価差額は純損益）する

本案は、次の情報の有用性等を考慮したものである。

- ① 組合等は期限があり、解散時にはキャッシュで清算が見込まれるため、時価情報は有用と考えられる。
- ② 国際的な会計基準においては、キャッシュ・フローの発生の仕方に着目して測定基礎を定めており、①を踏まえると時価はキャッシュ・フローの発生の仕方と整合性がある。
- ③ 組合等の構成資産である市場価格のない株式は、投資する組合員の観点で他の資産との組合せでのれん価値を創出することを意図するものでないため、いわゆる事業投資に該当するとは必ずしも言えない。

なお、前項の組合等については VC ファンドに相当する組合等以外の組合等が含まれているため時価評価を強制することは難しく、時価評価の対象とする組合等をオプションとして選択とすることが考えられる。

(案 3) 組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価（評価差額はその他の包括利益）する

本案は、次の情報の有用性等を考慮したものである。

- ① 組合等は期限があり、解散時にはキャッシュで清算が見込まれるため、時価情報は有用と考えられる。
- ② 換金等が可能な市場がなく、時価の差額を財務上の成果である純損益とす

ることは必ずしも適切といえないため、評価差額はその他の包括利益とする。

なお、(案3)については評価差額を財務上の成果であるとして純損益に反映する(案2)ほど時価評価のハードルは高くないと考えられ、時価評価を強制することが考えられる。

(事務局の分析)

5. (案1)と(案2)については、時価評価を適用する単位が異なる可能性はあるが、時価評価をオプションとする点で類似する。
6. (案2)及び(案3)について、本来は時価評価を強制する考え方と時価評価の対象を選択する考え方の両方があり得るが、(案2)については、時価情報の有用性に加えて、評価差額を財務上の成果である純損益に反映することの有用性も考慮する必要があり、(案3)に比べて強制することのハードルが高くなると考えられる。このため(案2)については選択、(案3)については強制とする案を示している。
7. VCファンド等の組合等の構成資産である市場価格のない株式については、当初、換金可能な市場はないものの、最終的に市場での売却によって成果を得ることを期待して投資を行っているものであり、のれん価値への期待は乏しいと考えられることから、(案2)のように評価差額を純損益に反映する方が(案3)のその他の包括利益とするよりも投資の意図を反映すると考えられる。
8. その一方で、VCファンドとの切り分けが難しいプライベート・エクイティ・ファンドや事業再生ファンドについては投資する企業の経営に関与する度合いが大きく、のれん価値がより重要と考えられることから、評価差額を純損益に反映することの有用性について意見が分かれると考えられる。
9. (案3)については、現行基準との整合性の観点でメリットがあると考えられる。具体的には、VCファンドにおいては、上場後の株式の多くは其他有価証券に分類されることになると考えられるため、評価差額をその他の包括利益とする取扱いはそれらと整合すると考えられる。こうした整合性から、市場価格のない株式が上場等により市場価格のない株式以外の株式となった場合に、追加の対応が不要となる可能性があると考えられる。
10. なお、外国籍の組合等の構成資産である市場価格のない株式については、当該組合等の決算がIFRS会計基準や米国会計基準に基づいて行われる結果、評価差額を純損益に反映している場合があると考えられ、(案3)の場合には一定の調整の手間が

必要となる可能性があると考えられる。

(事務局の提案)

11. 以上を踏まえて、(案2)「組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価（評価差額は純損益）すること、また、時価評価の対象とする組合等をオプションとして選択とすること」を提案する。その理由は次のとおりである。
 - (1) 本資料第3項のように組合等の範囲を定める中では、時価評価（評価差額は純損益）を行うことに一定の論拠があると考えられ、国際的な会計基準との間の整合性を高めることにもつながる。
 - (2) その一方で、当該組合等については、情報ニーズが聞かれている VC ファンドに相当する組合等以外の組合等も含まれることになり、それらに時価の差額を財務上の成果である純損益とすることを強制することが難しいと考えられる。

ディスカッション・ポイント

本資料第4項から第11項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上